

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 12 月 8 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p style="text-align: right;">別表</p> <p style="text-align: center;">社債等振替制度に係る手数料表</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 一般債</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>(注) 1.・2. (略)</p> <p>3. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、払込日の属する月の前月の 15 日（当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、<u>当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日</u>）現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場）により円に換算した金額とする。</p> <p>4. ～ 7. (略)</p> <p>8. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、<u>各前月の 15 日（当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日）</u>現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場）により円に換算した金額とする。</p> <p>III.・IV. (略)</p>	<p style="text-align: right;">別表</p> <p style="text-align: center;">社債等振替制度に係る手数料表</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 一般債</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>(注) 1.・2. (略)</p> <p>3. 各社債の金額の通貨が円以外である場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、払込日の属する月の前月の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場）により円に換算した金額とする。</p> <p>4. ～ 7. (略)</p> <p>8. 各社債の金額の通貨が円以外である場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、<u>各前月末の最終営業日現在</u>における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場）により円に換算した金額とする。</p> <p>III.・IV. (略)</p>

2 附 則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の社債等振替制度に係る手数料に関する規則は平成 26 年 7 月分の手数料の算出から適用し、同年 6 月以前分の手数料の算出については、なお従前の例による。